

令和3年度 第2回宮城県図書館協議会 会議録

1 日時 : 令和3年11月4日(木) 午後3時00分から午後4時50分まで  
場所 : 宮城県図書館 ホール養賢堂

2 出席者 : 佐藤 義 則 会長  
柴崎 悦 子 副会長  
古関 良 行 委員  
菅原 孝 代 委員  
須藤 尚 委員  
千葉 えり子 委員  
半田 亜矢子 委員  
村上 康 子 委員

3 事務局等出席者の職氏名

館長	宮原 賢一
副館長	戸引 崇
企画管理部長	千葉 則敏
資料奉仕部長	根岸 一成
企画管理部副参事兼総括次長	阿部 真一
資料奉仕部総括次長	白鳥 真由美
企画管理部企画協力班主幹(班長)	佐藤 勉
企画管理部総務班次長(班長)	我妻 則之
資料奉仕部資料情報班次長(班長)	佐藤 まどか
資料奉仕部一般図書班次長(班長)	高橋 幸也
資料奉仕部児童・視聴覚班次長(班長)	後藤 靖彦
資料奉仕部震災文庫整備班次長(班長)	加藤 奈津江

・オブザーバー

生涯学習課生涯学習振興班課長補佐(班長)	佐藤 真裕
(主査)	浅利 信太郎
(主査)	内馬場 みち子

4 定数充足について

阿部副参事兼総括次長が本日委員8人の出席により定足数を満たし、会議が成立した旨の報告

5 傍聴について

阿部副参事兼総括次長が傍聴希望者のないことを確認し、報告

6 開会

阿部副参事兼総括次長が開会を宣言

7 佐藤会長挨拶

みなさまこんにちは。9月以来、本年度2回目の協議会よろしく申し上げます。あいにく仙台市民図書館長の樋口氏は欠席ですが、8名で開催します。コロナは下火となり、一時的なものか収束かは分かりませんが、収束の方向で願いたいところです。

議事にありますとおり、3件の議案と意見交換が予定されています。それでは本日は委員皆様の御協力をいただけますよう、よろしくごお願い申し上げます。

8 宮原館長挨拶

開会にあたりまして一言御挨拶申し上げます。

11月に入りまして紫山の木々も秋の装いとなり、来館者の皆様にも紅葉を楽しんでいただけていると思っております。新型コロナウイルスは、最近落ち着いているようですが、図書館としては気を緩めることなく対策していきたいと考えています。今月10日より月末まで老朽化対策工事と、前倒した蔵書点検を合わせて行います。別々に実施するよりも、2週間程休館期間を短縮できると考えています。

本日、令和3年度、2回目の協議会となります。御都合により、全員出席での開催とはまいませんでしたが、今回も、委員のみなさまの忌憚のない御意見を御願ひ申し上げます。

9 配付資料の確認及び日程説明（阿部副参事兼総括次長）

<配付資料>

- ① 第35次宮城県図書館協議会委員名簿
- ② 宮城県図書館振興基本計画に係る令和3年度評価（中間評価）・・・・・・（以下、資料1）
- ③ 令和4年度宮城県図書館事業計画（案）・・・・・・（以下、資料2）
- ④ 次期「宮城県図書館振興基本計画」策定方針（案）・・・・・・（以下、資料3）
- ⑤ 著作権法改正に伴う「図書館における複写サービス」の取扱について（以下、資料4）
- ⑥ 座席表
- ⑦ 「震災文庫だより」及び「ことばのうみ」

10 議長選出

図書館協議会条例第6条第1項により、会長である佐藤会長（以下、議長）を選出

11 議事録署名委員の指名  
議長が半田委員を指名

12 議事

佐藤議長：それでは議事に入ります。『(1) 宮城県図書館振興基本計画に係る令和3年度中間評価について』事務局から説明をお願いします。

千葉企画管理部長：それでは、資料1の第3期宮城県図書館振興基本計画に係る令和3年度評価（中間評価）を御覧願います。

1ページ目から3ページ目までの振興基本計画に係る記載ですが、こちらは説明を省略させていただきます。

今回の評価シートの記載内容及び数値につきましては、中間評価ということで、令和3年8月31日現在で作成しております。まだ、基準日時点で実数がないものや、あったとしても、まだ低い数値のものもございますので、御承知願います。

4ページを御覧ください。『1 市町村図書館等との連携強化及び支援充実』についてであります。この施策の方向性における取組・指標・構成事業については、記載のとおりとなっております。

特に構成事業の中で、「図書館ネットワークシステム運営事業」については、令和2年1月から現行システムを稼働させ、1年8か月程経過いたしました。これまでのところ大きなトラブルはなく、安定した運用ができております。

その下の「協力業務運営事業」については、基準日現在で県内図書館に対し、黄色く色づけしたところ、5,467冊となっております。これは、前年度同時期とほぼ同数の実績となっております。

次に「公立図書館等連絡会議」につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、第1回を書面開催で、また、第2回を初めてZoomを用いて、Webと会場のハイブリッドで開催し、研修や情報交換等を行ったところです。

評価・課題・対応方針については、記載のとおりであります。

次に、6ページを御覧ください。『2 県内図書館等職員の資質・能力の向上を図り、効果的な研修を実施する』についてであります。施策の方向性における取組・指標・構成事業については、記載のとおりとなっております。特に指標の中で「市町村図書館等図書館勤務1～3年目の初任者を対象とした研修会の参加率」これは公共図書館職員研修の第1回目を初任者対象の研修会と位置づけて実施しているものですが、今年度は、初任者層の約8割(82.1%)の方が参加という伸びを見せております。

自己評価につきましては、先程初任者の参加の伸びが見られた、と説明した公共図書館等職員研修会については、今年度は全部で4回計画しておりますが、これまでの2回につきましては、いずれも例年に比べて受講者の数字は増となっております。

要因については、この研修会がこれまでは県図書館へ集合して行っていたものの、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で集合開催とはせず、研修コンテンツ（PowerPoint や YouTube 等）を動画配信することによる遠隔研修として実施したこ

とにより、人数や時間、移動の縛りが無く、また受講者の都合の良い時間・場所で研修を行うことができたことなどから、受講者の増につながったものです。

出前講座については、例年どおりの実績であり、希望先のニーズに沿った形で実施しております。課題については、今年度は遠隔研修で実施したものの、やはり研修の中には実技を伴うものやグループを組んで討議しながら行う方が適切なものもあることから、研修の特性を見極めた上で、コロナ感染症に配慮しつつも受講者のニーズに応じた研修内容を提供していくことが必要であると考えております。

対応方針については、課題のところで申し上げたことを踏まえて効果的で魅力のある研修を提供していきたいと考えております。

次に8ページを御覧ください。評価シートの3です。施策の方向性における取組・指標・構成事業については、記載のとおりとなっております。

自己評価につきまして、例年実施しております「子どもの本移動展示会」は、今年度は、コロナ感染症拡大防止対策を取りながらの実施となりました。会場数及び来場者数共に前年度同時期より若干増加しております。

また、ポツの二つ目ですが、学校図書館への支援について新たに、①高等学校図書館研究会（高図研）との情報共有・情報交換、②高等学校図書館を対象に学校司書の能力向上を目指した県図書館職員による出前講座の実施、③学校図書館を相互貸借の対象とすることによる図書館サービスへの支援を実施することといたしました。

課題につきましては、今回の学校支援策を推進していくこと、そして、今回の支援策でよしとするのではなく、継続して、情報交換等を通じて学校のニーズを吸い上げて、新たな支援策を模索する必要があることです。

対応方針といたしましては、本学校支援策が効果的であるものとなるよう、関係団体などと意思疎通を図ったうえで推進していくことをあげております。

次に10ページを御覧ください。評価シート4関係です。施策の方向性における取組・指標・構成事業については、記載のとおりとなっております。

自己評価につきましては、子どもの本展示会について、新型コロナウイルスによるまん延防止等重点措置期間であったことを踏まえ、コロナウイルス感染症拡大防止対策をとりながらの開催となりましたので、前回開催した令和元年度と比較し来場者数は大幅な減となったところであります。

また、よみきかせ等研修会については、9回計画のうち、3回まで実施し、受講者からは、高い満足度が寄せられているところであります。

夏休みお仕事体験ツアーについては、前回開催した令和元年度までは、夏休み期間中に小学生を対象とした人気の事業であったわけですが、今年度もコロナ感染症の影響を受け、実施を断念せざるを得ませんでした。

課題については記載のとおりで、対応方針といたしましては、夏休みお仕事体験ツアーについては、例えばWeb上での「バーチャルツアー（説明動画の配信形式）」のような形態を取り、より多くの方が参加することができ、かつ、これまでの集合形式と同様の効果を得られるような方策も検討してまいりたいと思います。

12 ページを御覧ください。評価シート 5 です。施策の方向性における取組・指標・構成事業については、記載のとおりとなっております。

主なところで言いますと、先ず「レファレンス事例の公開」につきましては、基準日現在で公開事例は 1,474 件となっております。「図書館使い方講座」につきましては、コロナ感染症の影響は受けたものの、合計で 5 回実施することができました。「図書館見学ツアー」については、基準日現在で 50 名の参加がございました。開催した場合には、毎回、コンスタントに参加者がある状況となっております。

自己評価につきましては、記載のとおりです。

課題につきましては、コロナの影響もあり、講座等申し込みがありながら、急遽、開催を中止せざるを得なかったものもありましたので、感染拡大防止対策を徹底の上、振替開催等の検討も必要ではないかと考えております。

対応方針については、講座等、当館がこれまで取ってきたコロナ対策を踏まえて適切な運営・開催形態を模索していきたいと考えております。

次に 14 ページを御覧ください。評価シート 6 です。主な取組、指標、事業の実績については、記載のとおりとなっております。

主なところで言いますとボランティア活動につきましては、基準日現在の活動者が 127 人、うち登録者数が 87 人で、登録ボランティアの方々には書架整理、展示室等案内、音訳、協力貸出搬送等の各分野において、コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら活動していただいているところです。

自己評価、課題、対応方針につきましては、記載のとおりでございます。

次に 16 ページをお開きください。評価シート 7 です。主な取組、指標、事業の実績については記載のとおりとなっております。目標指標のうち「叡智の杜 Web」の公開数は、基準日現在 2,751 点で、平成 28 年度の初期値からプラス 206 点となっております。

次に、構成事業のうち、「図書館資料整備事業」については、総じて利用者の幅広いニーズに応えられるような整備を行っているところです。また、「常設展・企画展」については、「東日本大震災文庫展 1 1 あの日はずもどおりのはずだった (2/27～5/30)」、「みやぎとオリンピック 1964→2020 (6/5～8/29)」を開催し、基準日現在で 14,179 人の来場者があり、現在、「視聴機器今昔ものがたり (9/4～11/9)」を開催しております。

自己評価及び課題につきましては、記載のとおりです。

対応方針といたしましては、企画展展示の担当班をローテーションで組んで、班ごとの特色ある展示を行うよう取り組む予定であること。また、「叡智の杜 Web」については、あらゆる機会をとらえて広報に努めていきたいと思っております。

次に 18 ページをお開きください。評価シート 8 です。

指標につきましては、基準日現在の入館者数は黄色いところ、153,421 人で、令和元年度の状況にほぼ戻りつつあります。また、「ご意見カード」のうち「満足」、「だいたい満足」の占める割合は 74%で、昨年度同時期と比較し、8 ポイントアップして

おります。

事業の実績については、安全・安心な施設の維持に努めるため、図書館管理運営事業として、3階テラス防水等工事及び消防設備改修設計業務委託に着手しております。

評価、課題については、記載のとおりとなっております。

対応方針といたしましては、主務課や財政当局と連携を図りながら、計画的に改修を進めて行くこと。また、施設・設備の定期点検等を踏まえ、改修等が必要な箇所の把握を行っていくことなどが挙げられます。また、基準日現在の関係から、ここに記載はありませんが、今年2月の福島県沖を震源とする地震による被害箇所の災害復旧工事を、冒頭、館長挨拶にもありましており、11月10日から30日までの期間を休館とさせていただき、実施することとしております。

次に20ページを御覧ください。評価シート9です。

指標については、図書館業務関連研修の受講者延べ人数は、過去の例を挙げますと日本古典籍講習会、図書館等職員著作権実務講習会、児童文学連続講座、著作権セミナーなどですが、コロナ禍の影響により参加を見送ったものなどがあり、目標は黄色の左ですが、実績が「0」となっております。

当館職員が講師等で活動した延べ人数は、9人となっております。

自己評価、課題については、記載のとおりです。

対応方針といたしましては、WebやZoom等、場所に縛られない研修も増えてきていますので、そうしたものを活用して可能な限り、情報提供に努めることが挙げられます。

次に22ページです。

目標指標につきましては、貴重資料修復点数ですけれど、基準日現在60件で目標値からプラス12件、登録件数は47,675件で目標値からプラス7,264件となっております。

自己評価、課題につきましては、記載のとおりとなっております。

対応方針としては、対象機関に働きかけつつ、貴重資料の保存修復の重要性についてPRにつとめ、利活用を促進することが挙げられます。

次に24ページを御覧ください。評価シート11です。

目標指標につきましては、「東日本大震災文庫」資料収集点数は11,641点で初期値からプラス2,530点、年間アクセス数は100,101件となっております。

実績、自己評価、課題につきましては、記載のとおりです。

対応方針としては、震災に関する資料の収集に努め、関連機関と協力して保存していくこと。権利許諾については、引き続き確認作業を行っていくことが挙げられます。私からの説明は、以上となります。

佐藤議長：ハーバード大学との連携が空欄になっていますが、この箇所について補足説明をお願いします。また、いろいろなデータをアーカイブとして収集しておられますが、デジタルデータをどのように安定的に保存していくか、一瞬でなくならないような方法として、インターネットアーカイブや国立国会図書館のWARP（インターネッ

ト資料収集保存事業)によってコピーを保存することを視野に入れているなら、教えていただけないでしょうか。

加藤班長：ハーバード大学は、昨年5月に連携を開始しましたがここでは省いております。みちのく震録伝のほうで研究の一環として、サイトの英語化を図ってもらっております。こちらでできるのは、メタデータのキーワード等を整理することで東北大学の支援を図ることです。漏れていて申し訳ございません。

国立国会図書館との連携は行っております。しかし、クラウドサービスなのでバックアップは本体でもとられています。今後、勉強してサービスしていきたいと思えます。

佐藤議長：東北大学附属図書館ではどうですか。

村上委員：東北大学附属図書館は、「みちのく震録伝」と密に協力しているというよりは、当初より、現物収集を中心に行ってきたので、デジタルアーカイブは国立国会図書館等とのつながりのほうがあるのではないのでしょうか。

佐藤議長：ハーバード大学ライシャワー研究所との関係でインターネットアーカイブとも連携しているのかと思えました。バックアップとしては、そうした考え方もあると思えますので、今後海外との連携についても考えていただければと思えます。

基本的には中間報告と言うことで、こういう方向で進めていると理解し、2～3月の第3回で最終的なドラフトを拝見して、みなさまからも御意見をいただければと思えます。

それでは、1つめの議事につきましては、事務局報告のとおりといたします。

続きまして、『(2) 令和4年度宮城県図書館事業計画(案)について』事務局からお願いします。

千葉企画管理部長：それでは、資料2の「令和4年度宮城県図書館事業計画(案)」について、御説明いたします。資料2を御覧願います。

令和4年度は、現行の第3期宮城県図書館基本計画(平成30年度～令和4年度)の計画終了年度となります。そこに記載の基本方針や4つの目標を実現するために、重点といたしまして、11の施策の方向性を掲げ、次ページ以降の具体の事業に取り組んでまいりたいと考えております。

主な事業計画(案)について、御説明いたします。次ページをお開き願います。変更点について主に説明いたします。

はじめに、(1)市町村図書館等との連携強化及び支援の充実についてであります。当館では、市町村図書館等との連携・協力を通じて、県内全域へのサービスを目指していることから、市町村図書館等との定期的な会議の開催や巡回相談などを実施していくほか、図書館情報ネットワークシステムを活用して図書館相互の情報交換を行うなど、引き続き、連携を強化していくよう努めてまいります。また、黄色く着色したところですが、インターネット回線を現在の3Mbpsから100Mbpsに増速を図るよう計画しているところです。

次に、(2)県内図書館等職員の資質・能力の向上についてであります。図書館地区

別研修は、情報化の進展など図書館に関する最新のテーマや地域における課題等について研修を行い、図書館における中堅の司書としての力量を高めることを目的として、図書館法第7条の規定に基づき、実施されるものです。

次年度については、宮城県が地区別研修の担当県となりますので、研修の企画や講師等について、事業計画を立案の上、当研修を実施してまいりたいと考えております。

次に、(3) 学校図書館との連携推進と支援の充実についてであります。子どもの本移動展示会や高等学校や市町村図書館等を対象に坤輿万国全図、禽譜や魚蟲譜などの複製資料貸出事業を引き続き実施してまいります。また、学校図書館運営サポート事業として高等学校を対象に出前講座を実施するほか、県内の小・中学校、高等学校及び特別支援学校等を対象に相互貸借を実施することにより、読書活動を支援してまいります。

次に、(4) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備促進についてであります。当館では、子ども図書室における児童資料については、網羅的に収集するという資料収集方針を立てております。広く県民に豊かな児童書の世界に触れる機会を提供するとともに、公共図書館、学校及び一般家庭等で選書する際の参考としてもらい、子ども読書活動を推進することを目的に子どもの本展示会を行い、できる限り多くの皆様に、御覧いただくよう努めているところであります。また、児童書のさらなる活用を図るため、小・中学校・特別支援学校（45校）及び市町村図書館等（18館）を対象に、子どもの本展示会で展示した児童書を貸し出す、子どもの本移動展示会の実施を計画しております。

次に、(5) 多様な資料・情報の提供に努めるとともに県民の課題解決を支援する図書館について、であります。黄色の着色箇所ですが、障害者サービスのひとつとして、当館では、これまでサピエを活用の上、点字やデイジーデータ等の情報を提供してきたところでありますが、さらに、国立国会図書館、ここにはNDLと記載しておりますが、NDLから視覚障害者等用データ送信サービスの利用承認を当館が受けましたので、視覚障害その他の理由で通常の活字の印刷物の読書が困難な方には、サピエに加え、当館において、本サービスのデータを提供することが可能となるものです。

そのほかの点につきましては、御覧いただければと思います。私からの説明は以上となります。

佐藤議長：ただ今の説明について、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

千葉委員：(1) の図書館ネットワークシステムの件ですが、回線を100Mbpsにすると何がどのようにメリットがあるのでしょうか。

千葉企画管理部長：Zoomで会議・研修会に参加する際など、2時間50拠点程度の会議を行うと10Mbpsは必要と言われており、現状では難しいです。一般利用者の利用等と合わさるとさらに厳しいです。よって、全体が100Mbpsとなれば一般利用者の利用等があっても、スムーズにそうした会議が開催できるとなると思われます。

千葉委員：(2) の地区別研修は、宮城県が担当になるということですが、コロナがこのままだとリモートになるのでしょうか。

千葉企画管理部長：今年の青森は、リモートと直接参加のハイブリッド型でした。今のところ、同様に考えております。

村上委員：(5)のNDL 視覚障害者用データ送信サービスについて、中間評価にはDAISY作成とありましたが、提供することと両方ですか。両方の約定はそれぞれのはずですが。

千葉企画管理部長：提供と受信両方で進めております。

村上委員：中間評価には今年両方体制を整えたとあり、事業計画は今後活用していくという理解でよろしいでしょうか。

千葉企画管理部長：お見込みのとおりです。手続きは終わり、今後は活用していきたいです。

村上委員：このサービスを必要とする人々は情報を受け取ることが困難な方々です。広報をきちんとされないと、折角体制を整えたのに活用されない懸念があるので、広報の強化をお願いします。できれば、事業計画に書き込むとよいと思われませんが、まずは発言させていただきます。

千葉企画管理部長：周知の方法について、検討してまいりたいと思います。

古関委員：(10) 郷土資料について、劣化を防ぐという文言がありますが、まだ劣化していない資料であっても、貴重な資料は多いと思われれます。そうしたものもデジタル化するなどの方法で県民の利便性を高める計画はあるのでしょうか。

佐藤班長（郷土）：現時点では劣化が進んでいるものを優先してデジタル化してまいります。それ以上劣化したら利用できなくなるものなので、そのようにしております。

須藤委員：1年の事業計画について、より大きな計画の中でということは承知しておりますが、私の所属である学校では、ポストコロナの模索が進んでおり、宮城県立の高校でも研修拠点に集まる必要があるのかといった声が上がっております。図書館も人が集まってくる場所であり、コロナの影響が大きかったと思いますが、ICTの活用など元に戻るだけではない変化があるかと思えます。この先計画の第4期など、私自身関心高く捉えていきたいと思っております。

半田委員：(1)の市町村連携は、私の周囲の人では知らない人も多かったですが、周知の方法についてはどのようなものがありますか。

佐藤班長（企画）：以前「ことばのうみ」で取り上げましたが、今後も広報については、検討してまいります。

半田委員：よい制度だと思うので、より多くの人を知ることができるようにしていただきたいです。

柴崎副会長：仙台・白石が電子図書館を開始すると報道されています。コロナ禍で全国的にも増えているでしょう。名取でも、議会答弁で出ましたが、「多くのメリットがあることは承知しているが調査研究中である。」と答弁しておりました。中小規模の図書館ではなかなかハードルが高く、どこからでもアクセスできることを考えると、県図書館が行うことは、考えられるのではないのでしょうか。その場合に市町村が賛助金を払うことは考えられます。将来像についてお聞きしたいです。

宮原館長：県でも話には上がっておりますが、ただちに導入というのは、正直なところ考えておりません。コロナ対策・遠隔地対応ということは承知しておりますが、さまざま

調査をしたところ、電子書籍になったタイトルのラインナップ・所蔵でなく毎年利用する権利を買うという形態から、県の図書館としてはハードルが高いです。また、従来の書籍でない困る利用者もおります。メリットは承知しておりますが、課題が大きく、即導入とはなりません。

佐藤議長：国からの補助金もあるのではないのでしょうか。

柴崎副会長：コロナ対策補助金を活用した図書館もあるようですが、それは継続しないという事は理解しております。

佐藤議長：電子書籍の事業者は、和書についてはいずれも10万冊以下の規模であり、また事業者優位の契約条項など、長期的な視点では問題があると言わなければなりません。大学図書館界においても、契約条項の問題が課題となっています。良い形になるといいのですが、いずれにしても、注目し続けることが必要だと考えています。

菅原委員：(11)の東日本大震災について、教育界においても震災の風化を防ぐことは大きなテーマです。今の小学生は震災を経験していません。郷土に起きた災害を自分の命を守ることに繋げてほしいので、県図書館のこうした取り組みはありがたいです。収集や利用の点数は数字で出せますが、後世に伝えることは必ずしも数値化する事はできないし、評価が難しいとは思いますが、続けていただきたいです。アクセス数などは指標になると思います。

「3 学校図書館との連携」について、どのエリアの小中学生をターゲットとしているのか、また、学サポセットの貸出方法などを、広報していくことが必要であると思います。

「4 子どもの読書活動」についても、どのくらい行えば支援したことになるのか、数値化が難しいと思います。よみきかせの基礎的な技術の習得とありますが、何を何回行えばよいのか。お仕事体験ツアーについてもよい企画だと思いますので、何らかの形で復活させてほしいです。

宮原館長：目標を立てる際には数値という即物的なものを掲げる傾向にはありますが、それが何を意味しているのか、深く考えることは必要だと思います。アクセス数がいくつだから十分ということはなく、どのように県民に利用されたのか、もちろん掴みづらいものですが、追跡できれば理想であるし、追求したいと考えています。

学サポセットについては、現在使われている学校だけでもかなりぎりぎりです、広報して申し込まれたが無理ですというのも申し訳ないが、引き続き事業を浸透させられるようにしていきたいです。

佐藤議長：それでは、議事（2）につきましては、事務局から説明のとおりで、委員からも積極的な意見を多数いただきました。ありがとうございました。

続きまして、議事（3）「次期「宮城県図書館振興基本計画」策定方針（案）」につきまして、事務局からお願いします。

千葉企画管理部長：それでは、資料3の次期「宮城県図書館振興基本計画」の策定方針（案）について、御説明いたします。

資料3を御覧願います。現行の第3期宮城県図書館振興基本計画については、令和

4年度が計画終了年度になっておりますので、当該年度中に、次期計画を策定する必要があります。「1 策定目的」及び「2 策定内容」については、記載のとおりです。次に、「3 策定方法」についてです。策定に当たっては、(2)にありますように県の教育施策や生涯学習施策等と整合性を図るほか、(3)にありますように宮城県図書館協議会に諮りまして、委員の皆様から御意見を頂戴したいと考えております。「4 計画期間」は、令和5年度から9年度の5年間です。「5 策定期限」は、今後策定作業に入り、令和5年3月までには、策定したいと考えております。

「6 策定スケジュール」ですが、今のところの大まかな予定です。令和3年11月、本日となりますが、宮城県図書館協議会への策定方針説明です。令和4年2月、次回の図書館協議会で次期基本計画の骨子案を提示いたしますので、御意見をいただければと思います。令和4年7月、令和4年度の第1回図書館協議会で、提示した本計画の骨子及び計画(素案)について、御意見をいただきます。令和4年11月、令和4年度の第2回図書館協議会で、提示した本計画の修正案について、御意見をいただきたいと考えております。そして、令和5年2月、令和4年度の第3回図書館協議会において、本計画の最終案について、御意見をいただきます。その後、令和5年3月までに整理等をして策定し、公表等をしたいと考えております。

「7 その他」です。今のところ、策定に当たり整合を図るべき基準・計画等や今後、動向を注視していくべき事項等については、記載した事項と考えております。電子図書館については、先程お話しもありましたが注視していくべきと考えています。また、改正著作権法が施行され、複写サービスの変更がありましたので、今回議論もさせていただきますが、策定までの2年間で注視していきたいと考えています。

私からの説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

佐藤議長：次期計画については、次の第3回協議会および来年度の協議会で話し合っていくというスケジュールを提示いただいておりますので、内容に関しては来年2月に拝見したうえで議論させていただくとして、議論の進め方などについて、いま意見がありましたら、お願いします。

村上委員：令和5年からの5年間なので、アフターコロナが進まなければならない時期であります。よって、今後の動向を注視していくべき事項として、宮城県の家庭でのPC普及率など電子データに関わる統計情報・指標も必要ではないでしょうか。今でも変化が激しいので、今後さらに大きく変わると思われます。注視するだけでなく、本格的に取り組んでいきたいという様に考えていくべきではないでしょうか。

佐藤議長：それでは、議事(3)につきましては、事務局(案)のとおり今後、進んでまいりますので、委員のみなさんも、よろしくお願いいたします。

それでは、議事(4)「意見交換」ですが「著作権法改正に伴う「図書館における複写サービス」の取扱いについて」事務局から、お願いします。

根岸資料奉仕部長：資料は3枚あります。まず、3枚目の改正著作権法の概要を御覧ください。

図書館等が著作物等の公衆送信を行えます。技術の進展及び新型コロナウイルス

により来館が阻まれる状況において、非来館型サービスへの需要の高まりがあったと理解しています。公共図書館に係るものは、主に図書館資料のメール送信等であるため、今回はここに絞って説明します。

1枚目の資料を御覧ください。1は現状(改正前)なので2を御覧ください。現在は複製物の提供しか許されておらず、公衆送信はできなかったのが、デジタル化の現状において情報アクセスが必ずしも十分ではありませんでした。そのため、3改正の趣旨として、補償金を支払うことで権利制限の対象となり、公衆送信できるようになる予定です。図書館以外の場所で受け取ることができるようになる予定です。

一方で権利者への影響も大きくなるため、権利者の保護も図られる予定です。送信主体を適切な管理ができる「特定図書館等」に限定すること、不正な拡散を防止するための措置を実施すること、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の制限、補償金の支払い義務について、措置を講ずることとしています。

2枚目にまとめてあるので、御覧願います。補償金の支払いやこれまでどおりの複写作業にかかる実費の支払いなどが書かれています。補償金は受益者である利用者負担となると考えていますが具体的な金額等は決まっておらず、文化庁ワーキンググループで決定されるでしょうが、今のところ不明です。

なお、公衆送信はメール以外にもオンラインストレージにアップロードして利用者にアクセスされる方法も可能なので、そちらを考えています。よって、メールと違い現在のシステムでは不可能であり、システムの構築・実費及び補償金の支払い方法など検討しています。「公布日から2年を越えない範囲内で政令で定める日」とされており、令和5年4月を目処に宮城県図書館でも検討を進めております。そもそも具体的なことが未発表ですが、法改正そのものはなされたので、法の要求するところに合わせて進めております。

佐藤議長：私は国公私大学図書館協力委員会の著作権委員会に参加しており、補償金指定管理団体の候補者、公共図書館、NDL等と会合に参加しており、幾分事情を知る立場にありますので、若干補足させていただきます。

31条2項に新設される図書館における公衆送信は、メールやサーバへのファイルアップロードですが、対象は著作物の半分までということにされています。これは論文であっても同様です。それをどれだけの利用者が求めるのかと懸念があります。

31条1項における紙の複製も半分までですが、これまでは発行後相当期間を経過した逐次刊行物掲載の論文等は全部複写可能とされてきました。今回その規定は条文から削除され、あらためて政令で定められる予定ですが、出版社からは、最新以外の逐次刊行物掲載のものも半分までという要望が繰り返し出されているようです。もちろん、図書館側は全部複写と求めておりおそらくその方向でまとめられることとなるとは思われますが、公衆送信権のほうと合わせて状況を注視し、各図書館が意見を述べていく必要があると考えています。

古関委員：個人的には画期的と思っています。新聞記者としてNDLから資料の複写を求める場合、これまでは2週間程かかっていました。絶版等資料デジタル化も宮城県・仙台

市等の図書館に行かなければ閲覧ができず、コロナで閉館していた時は無理でした。その点はありがたいです。

しかし、宮城の郷土資料や大学紀要など、NDLにもないものも想定され、それらは、無理であります。たとえば、私が山形にしかないものを求める場合など、山形が電子化して宮城で閲覧できれば便利であるし、宮城にしかないものを県外から求める人も出てくるでしょう。その場合、電子化していないと来館しないといけないことになり困難です。

佐藤議長：NDLは約270万点の資料を135億円程かけて電子化し、さらに今後は200億円程でテキスト認識（OCR）とさらなるデジタル化を行うことを計画しています。そのうちのデジタル化に関しては、いわゆるナショナルアーカイブとして、おっしゃったような地域にしかない資料をデジタル化することも視野に入れられています。ただし、これは各図書館がデジタル化したものをNDLのプラットフォームに載せることを想定したもので、NDLの予算で各図書館の資料をデジタル化することは考えられていないとのこと。また、絶版等であっても、また復刊される可能性はあり、そうすると図書館間送信を行えなくなります。NDLは復刊等の情報も集まる立場にありますが、各図書館が独自にデジタル化したものがいつのまにか復刊していた場合などは気付けない可能性があることも課題になると思われます。

古関委員：新刊がすぐに送信されると売れ行きに関わるので制限されることは理解できませんが、古い貴重な郷土資料などは、古書として入手するしかなく非常に高いです。古書店の流通・利益に関する議論はあるのでしょうか。

佐藤議長：古書市場に関する議論はございません。なお、31条に関して正規市場とされるものには、注文に応じて印刷、製本して届けるオンデマンド出版も含まれます。

意見交換については以上とします。

それでは、以上で第2回図書館協議会を終了いたします。事務局にお返しします。

阿部副参事兼総括次長：佐藤議長，議事進行ありがとうございました。

委員の皆様には、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございました。以上をもちまして、令和3年度第2回宮城県図書館協議会を終了いたします。本日はお疲れ様でした。